

附 属 機 関 等

「保健衛生部関係附属機関一覧」

(附属機関)

名 称	内 容	委 員	任 期	開 催	根 拠
文京区公害健康被害認定審査会	法の規定により、その権限に属する、認定及び補償給付等に係る事項について、調査審議をする。	医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し、学識経験を有する者 15人以内 (現員13人)	2年	年 12回	文京区公害健康被害認定審査会条例、公害健康被害の補償等に関する法律
文京区公害診療報酬審査会	法の規定する、診療内容及び診療報酬等の審査をする。	医師及び薬剤師 6人以内 (現員6人)	2年	年 12回	文京区公害診療報酬審査会条例、公害健康被害の補償等に関する法律
文京区大気汚染障害者認定審査会	大気汚染障害者の認定に係る必要な事項について調査審議をする。	医学に関し学識経験のある者 10人以内 (現員5人)	2年	年 12回	文京区大気汚染障害者認定審査会条例、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(都)、大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(都)
文京区興行場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会	興行場法、旅館業法及び公衆浴場法の運営の円滑化を図るために区長の求めに応じて協議、答申する。	学識経験者、関係業界代表、住民代表、関係行政機関代表 15人以内	2年	随 時	文京区興行場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会条例
文京区地域保健推進協議会	地域保健法に基づき、区内の地域保健及び保健所の運営に関する事項について審議する。	関係行政機関・医療関係団体・医療施設・学校・社会福祉施設・地域関係団体の代表者・公募区民・学識経験者等 30人以内	2年	年 2回	地域保健法 文京区地域保健推進協議会条例
文京区感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく区長の諮問に応じ、感染症の患者を72時間以内に医療機関に入院させることの勧告、又はその期間の延長に関する事項を審議する。	感染症指定医療機関又は結核の専門医師・感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者・法律に関し学識経験を有する者・医療及び法律以外の学識経験を有する者 12人	2年	感染症部会 随 時 結核部会 月 2回	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(協議体)

名 称	内 容	委 員 員	任 期	開 催	根 拠
文京区保健衛生協議会	文京区が実施する保健衛生に関する事業の円滑な運営を期し、区と小石川・文京区両医師会が相互に調整及び協議を行う。	各医師会会長、会員及び関係区職員 18人	—	協議会 年 2 回	文京区保健衛生協議会要綱
文京区歯科衛生協議会	文京区が実施する歯科衛生に関する事業の円滑な運営を期し、区と小石川・文京区両歯科医師会が相互に調整及び協議を行う。	各歯科医師会会長、会員及び関係区職員 18人	—	協議会 年 2 回	文京区歯科衛生協議会要綱
文京区薬事衛生協議会	文京区が実施する薬事衛生に関する事業の円滑な運営を図る。	薬剤師会会長、副会長、理事及び関係区職員 6人	—	協議会 随 時	文京区薬事衛生協議会要綱
文京区献血推進協議会	献血思想の普及及び献血者の組織化を図るとともに献血制度の適正な運営に資する。	医師会、医療機関、町会、区赤十字婦人奉仕団、事業所等献血組織の代表者、行政機関等の代表者、関係区職員等 29人	2年	協議会 年 1 回	文京区献血推進協議会要綱
文京区予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害の適切かつ円滑な処理に資する。	各医師会、専門医師及び関係区職員 6人	2年	随 時	文京区予防接種健康被害調査委員会設置要綱
文京区災害医療運営連絡会	「災害時の医療救護活動についての協定」等に基づき、文京区の活動の円滑な実施を図る。	各医師会、各歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、日本医療機器協会、災害拠点病院、消防署及び関係区職員 15人	—	連絡会 年 1 回 検討部会 随 時	文京区災害医療運営連絡会設置並びに運営要綱
文京区地域医療連携推進協議会 小児初期救急医療検討部会 高齢者・障害者口腔保健医療検討部会/ 在宅医療検討部会（高齢福祉課へ移管）	区民に必要な切れ目ない医療を確保するため、医療機関の役割分担を明確にし、かかりつけ医・歯科医・薬局の定着、高齢者の病院からの円滑な退院や在宅医療の推進等、地域医療の連携を強化する。	各医師会・歯科医師会・薬剤師会、区内大学附属病院・都立病院院長等、学識経験者及び関係区職員 17人以内 (現員16人)	2年	協議会 年 1 回 検討部会 随 時	文京区地域医療連携推進協議会設置要綱

名 称	内 容	委 員 ・ 役 員	任 期	開 催	根 拠
文京区地域精神保健福祉連絡協議会	文京区が実施する地域精神保健福祉施策を関係機関等との連携を図りながら体系的かつ総合的に推進する。	各医師会、薬剤師会、医療機関、福祉関係団体、社会復帰・就業関係団体及び関係区職員 21人	2年以内	協議会 年2回 部会随時	文京区地域精神保健福祉連絡協議会要綱
文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議	文京区の新型インフルエンザ等感染症について、発生時のまん延防止対策及び医療体制等を協議するとともに、関係機関間の連携体制を構築する。	各医師会、各歯科医師会、薬剤師会、区内救急医療機関、警察署、消防署及び関係区職員 16人	2年	随 時	文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議設置要綱
文京区自殺対策推進会議	自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第8条の規定に基づき、関係機関及び関係団体等が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図る。	医療関係、弁護士、各種相談機関関係、公共機関関係、住民代表 16人以内	2年以内	随 時	文京区自殺対策推進会議要綱
文京区感染症連絡会	医療機関及び医師会と連携し、感染症対策に関する区の施策への助言及び医療機関間における感染症対策の情報共有により、地域全体の感染症対応力及び健康危機管理体制を強化する。	各医師会、感染防止対策の基幹的な役割を果たす医療機関及び関係区職員 8人	2年	随 時	文京区感染症連絡会設置要綱

(委嘱等)

名 称	内 容	委 員 ・ 役 員	任 期	開 催	根 拠
文京区動物の飼養指導員及び犬猫の正しい飼い方普及員	飼養管理等についての助言指導及び犬猫の正しい飼い方の普及啓発を行う。	飼養指導員については、獣医師会会員20人以内。 犬猫の正しい飼い方普及員については、獣医師会又は区内動物愛護団体の推薦を受けた者 40人以内	2年	随 時	文京区動物の飼養指導員及び犬猫の正しい飼い方普及員設置要綱
文京区食品衛生推進員	食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進し、区民の食生活の安全確保に寄与するため、食品営業者及	飲食店営業者等の自主管理推進に協力する民間協力者で、区長が委嘱する者。推進員の定数は	2年	随 時	食品衛生法第67条第2項、文京区食品衛生推進員設置要綱

	び団体に対して助言・指導等を行う。	12人以内 (現員11人)			
東京都薬物乱用防止推進文京区地区協議会	覚醒剤等薬物乱用防止のための啓発活動を推進するに当たり地域社会に根ざした活動を効果的に行うことにより、薬物乱用禍の根絶を図る。	協議会の役員は、東京都薬物乱用防止指導員(文京区推薦)と団体会員及び法人会員の代表者 55人以内	2年	随時	東京都薬物乱用防止推進文京区地区協議会会則